

## 試行的面会交流支援申込書

申込者.....（以下、「甲」という）は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）に対して、以下の内容に合意し、試行的面会交流支援（以下、本サービスという）を申込みます。

### 第1条 面会交流の意義

甲は、子どもの成長・発達及び人格形成に寄与するため、面会交流の実現に向けて努力するものとします。

### 第2条 びじっと利用規約及び面会交流支援利用ルールへの合意

甲は、びじっとのホームページ (<http://www.npo-visit.net>) に掲載している「びじっと利用規約」及び「面会交流支援利用ルール」の内容を確認のうえ合意し、これを遵守します。

### 第3条 びじっとの提供する試行的面会交流の支援期間

試行的面会交流は、初回実施時より1年以内、上限5回までとします。

面会交流の内容ならびに料金については、各支援内容に準じます。

甲は、試行的面会交流を受けている間で、びじっととの本契約を結ぶかどうかの可否を決定します。

びじっとは、この期間に支援を継続できるかどうかの可否を決定します。

甲が本契約を結ぶ場合は、びじっとHPから『面会交流支援申込書』をダウンロードし、必要事項を記入の上、署名捺印したものを横浜の事務所に郵送します。

### 第4条 支援基本ルール

(1) 支援料金はホームページに掲載されたものを適用します。

(2) 連絡媒体

本支援を行うにあたり、利用者及びびじっと及びびじっとスタッフとの連絡媒体は主にLINE@（※）を利用します。

※LINE@とは、LINE株式会社が提供する通信サービスをいいます。

(3) 支援スタッフの傾聴

① 傾聴は30分まで無料です。

30分経過後は、10分毎に1000円＋消費税の利用料金が発生します。

例：19：00から19：50までの電話相談の場合。相談料金2000円＋消費税。

② スタッフの交通費および飲食代は、利用者負担となります。交通費および飲食代についてはホームページご利用案内・料金の＜交通費, 飲食代について＞に準じます。

(4) カウンセリング

面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、びじっとと連携する臨床心理士や社会福祉士によるカウ

ンセリングを受けることができます。

## 第5条 支払方法

甲はびじっとに対して、びじっと事務局から支援前に提示された支援費用（交通費・飲食代等含む）を支援日の3日前までに以下のゆうちょ銀行口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は甲の負担とします。ただし、甲は、もう一方の親との間で支払分担の取決めがある場合には、その内容を書面でびじっとに提出し、当該支払分担に応じて支払うものとします。

### ゆうちょ銀行からの振込の場合

【記号】 10510 【番号】 72265691

【口座名】 シャ) ビジット・リコントコドモモンダイシエンセンター

### 他銀行から振込みの場合

【店名】 0五八（ゼロゴハチ店） 【店番】 058

【預金種目】 普通 預金 【口座番号】 7226569

## 第6条 サービス提供の停止、終了

びじっとは、甲が次の事由に該当する場合は、本サービスの提供を停止することができ、びじっとと甲の話し合いによって当該問題を解決できないときは、本サービスを終了できるものとします。

- ① 本サービスを妨害する行為があったとき。（作為及び不作為）
- ② 子どもへの悪影響がみられるとき。
- ③ びじっとと甲の信頼関係を破綻させるような行為があったとき。
- ④ 支援業務に支障をきたす恐れのある行為があったとき。
- ⑤ その他びじっとが不適切と判断した行為があったとき。

## 第7条 個人情報情報の漏えい

甲及びびじっとは、本契約に基づき知り得た個人情報及び機密について、事前の書面による承諾なしに第三者に漏えいしてはなりません。ただし、この書面とは、電子メール、LINE@、メッセージャー等による承諾を含みます。

平成 年 月 日

申込者（甲）

住 所 .....

氏 名 .....印

びじっと

名称 一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

住所 横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F

代表理事 古市 理奈